ニ　臨時認知機能検査等を受けた日以後に高齢者講習を受け、又は令第三十七条の六の二第一号に規定する講習若しくは同条第二号に規定する課程を終了したこと。

ホ　臨時認知機能検査等を受けた日前一年以内に高齢者講習を受け、又は令第三十七条の六の二第一号に規定する講習若しくは同条第二号に規定する課程を終了したこと。

ヘ　臨時認知機能検査等を受けた日以後に認知機能検査等を受け、当該認知機能検査等の結果が次条第一項に定める基準に該当しなかつたこと。

［２・３　略］

４　法第百一条の七第五項の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「特定日」という。）までに高齢者講習を受けないことについて令第三十七条の六の五各号に掲げるやむを得ない理由のあるものは、特定日後に高齢者講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会に提出しなければならない。

（臨時適性検査等）

第二十九条の三　［１］法第百二条第一項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　認知機能検査　次の式により算出した数値が三十六未満であること。

1.336×A＋2.499×B

この式において、A及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A　第二十六条の三第一項第一号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和

一　認知機能検査を行つた時の年が記述されている場合には、五

二　認知機能検査を行つた時の月が記述されている場合には、四

三　認知機能検査を行つた時の日が記述されている場合には、三

四　認知機能検査を行つた時の曜日が記述されている場合には、二

五　記述された時刻と認知機能検査を行つた時の時刻との差に相当する分数が三十未満の場合には、一

B　第二十六条の三第一項第二号に掲げる方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和

一　一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に二を乗じて得た数値

二　一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかつた物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に一を乗じて得た数値

ニ　臨時認知機能検査を受けた日以後に法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受け、又は令第三十七条の六の二第一号に規定する講習若しくは同条第二号に規定する課程を終了したこと。

［号の細分を加える。］

ホ　臨時認知機能検査を受けた日以後に認知機能検査を受け、当該認知機能検査の結果について次条第一項の式により算出した数値が七十六（当該臨時認知機能検査を受けた日前の直近において受けた認知機能検査の結果について同項の式により算出した数値が四十九以上七十六未満であつた場合（当該認知機能検査を受けた日以後に当該日において受けていた免許の種類と異なる種類の免許を受けた場合を除く。）にあつては、四十九）以上となつたこと。

［２・３　同上］

４　法第百一条の七第五項の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「特定日」という。）までに法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けないことについて令第三十七条の六の四各号に掲げるやむを得ない理由のあるものは、特定日後に法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会に提出しなければならない。

（臨時適性検査等）

第二十九条の三　［１］法第百二条第一項の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が四十九未満であることとする。

1.15×A＋1.94×B＋2.97×C

この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A　第二十六条の三第一号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和

一　認知機能検査を行つた時の年が記述されている場合には、五

二　認知機能検査を行つた時の月が記述されている場合には、四

三　認知機能検査を行つた時の日が記述されている場合には、三

四　認知機能検査を行つた時の曜日が記述されている場合には、二

五　記述された時刻と認知機能検査を行つた時の時刻との差に相当する分数が三十未満の場合には、一

B　第二十六条の三第二号に掲げる方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和

一　一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に二を乗じて得た数値

二　一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかつた物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に一を乗じて得た数値

C　第二十六条の三第三号に掲げる方法により描かれた図画についての次に掲げる数値の総和

一　一から十二までの数字が描かれている場合には、一（一から十二までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。）

二　数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、一